

我が国の戦前の駐在武官制度

立川 京一

はじめに

洋の東西を問わず、駐在武官やその制度に関する研究は非常に少ない。確かに、日本の駐在武官の中でも、類い稀な活動を行った明石元二郎や大島浩、あるいは第二次世界大戦時に情報活動を繰り広げた小野寺信等は研究の対象となる機会に比較的恵まれているようであるが、それは多分に例外的である。他のほとんどの駐在武官（少なくとも、その駐在武官在任中の行動）や駐在武官制度そのものが研究の対象として正面から取り上げられることは稀有である¹。

本稿は、従来、本格的な研究がほとんどなされてこなかった駐在武官制度を包括的に検討し、紙幅の都合上、全体像とまではかなわないものの、おおよその像を提示することを目的とする。なお、駐在武官を広義にとらえれば外国赴任中の軍人を意味することとなり、その場合、形態は複数存在するが、本稿においては、それを狭義にとらえ、在外大・公使館付武官とし、第二次世界大戦期までの日本の在外大・公使館付陸・海軍武官（当時の正式な呼称は、〇〇国在勤帝国大・公使館付陸・海軍武官）を焦点に論じる。

本稿が依拠する史資料は、一次史料である防衛省防衛研究所戦史研究センターと外務省外交史料館が所蔵する公文書が主であるが、同時に戦前・戦中における在外大・公使館付武官経験者とその関係者による日記、回想、証言等も活用する。

1 駐在武官制度の創設・推移

(1) 制度の創設

世界史上における今日言うところの駐在武官の起源は、19 世初頭のナポレオン・ボナパルト (Napoléon Bonaparte) の時代にあるとされるが²、日本の在外大・公使館付武官

1 駐在武官制度に関する研究には、管見の限り、日本では内山正熊「軍人外交官－駐在武官の研究」『国際法外交雑誌』第74巻第6号、1976年3月、欧米では Alfred Vagts, *The Military Attaché* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1967) があり、また、ジャーナリストの手によるものとして、鈴木健二『在外武官物語』芙蓉書房、1979年があるが、いずれにしても極めて少ない。

2 Vagts, *The Military Attaché*, p. 9.

は、1875年(明治8年)2月2日に在清公使館付陸軍武官に任命された福原和勝(当時、大佐)をもって嚆矢とする(4月出発)。この福原の派遣・駐在は、桂太郎(当時、少佐)の意見を陸軍卿・山県有朋が受け入れたことによるとされている。それは前年(1874年)の日本による台湾出兵後の日清交渉が妥結した頃のことであった。桂は清への武官派遣目的を、兵制(軍隊の制度)と実状を視察し、有事の際、実地に応用することとした³。

実は、この時、桂は欧米各国への公使館付武官の派遣を先ずもって提案している。桂は、陸軍が兵制の改革を行おうとするならば、ヨーロッパから適当な教師を招くことも必要であるが、陸軍の有為な人物を派遣して研究させることの方がより必要であり、その人物は派遣先の政府部内で研究する便宜を得る資格を備えていて、多少なりとも経験豊かな武官でなければならないと主張した。山県がこの意見に賛成すると、桂は自らを派遣するよう進言した。こうして桂は1875年3月30日、在ドイツ公使館付陸軍武官に任命される(6月出発)⁴。

桂の出発に際して、山県は公使館付武官としての服務心得を示している。その中で山県が特に重きを置いているとかがわれるのは公使との関係についてである。山県は、公使の管下に属する武官は公使館の規則を順守し、何事も公使の許可を得た上で従事することとして専断を禁じ、武官の任務である視察⁵は派遣先の国を不快にさせることがあり得るため、必ず公使の思慮決定に任ずることが肝要であるとしている。また、視察等によって得た情報を報告する際は、公使館と外務省との通信手段に委託するよう指示している⁶。

なお、山県の服務心得の中で、公使館付武官が一切の権利において他の公使館員と違わないことが述べられている。それはおそらく、同武官が外交特権を有するほか、公使館員として便宜を供与され得ることを意味していると考えられる。また、公使館付陸軍武官は参謀科将校であり、当時、陸軍省の外局であった参謀局の所轄であった(「参謀局条例」第14条)⁷。参謀局は1878年に参謀本部となる。

ところで、初代在清武官に選ばれた福原和勝とは、どのような人物であったか。福原は長州藩士の家に生まれ、幕末には奇兵隊の一員として功を挙げ、一説によれば、武器購入のため坂本龍馬とともに上海へ渡った経験を有する。明治に入って、英国のロンド

3 宇野俊一校注『桂太郎自伝』平凡社、1993年、88頁；徳富蘇峰編著『公爵桂太郎伝』乾巻、原書房、1967年、344-345頁。

4 宇野校注『桂太郎自伝』87-88頁；徳富編著『公爵桂太郎伝』343-346頁。

5 視察による研究対象は、兵制、軍法、兵家地理、兵家政表(統計)、対外関係、武器等。

6 徳富編著『公爵桂太郎伝』346-347頁。

7 有賀傳『日本陸海軍の情報機構とその活動』近代文芸社、1994年、21頁。

ンで約2年半の留学生活を送り、帰国後、陸軍大佐に任じられている。台湾出兵後の清との交渉では全権弁理大使・大久保利通の首席随員として北京へ随行、大久保を補佐して和議成立に尽力した。このように、福原は比較的豊かな経験を持つ「陸軍随一の新知識」で、外交上の調整能力の高さも実証済みであり、駐在武官として派遣するに適当な人物であった⁸。一方の桂は、後年、日本の首相を務める人物であるが、福原同様、長州藩士の家の出で、1870年から約3年間、ドイツ（到着時はまだプロシア）のベルリンに留学、帰国後、陸軍に奉職することとなった。自らが示した基準とはいえ、桂もまた多少は経験豊かで、ドイツ語に通じており、駐在武官として適当な人物であった。

両者の在任中の活動は、どうであったか。福原は第一の任務である視察に関して、早くも赴任の過程で上海から北京までの状況を調査したが、北京到着後、同地にとどまっていることに飽き足らず、清全域はおろか周辺諸国にまで足を延ばそうと計画した。しかし、それは認められなかった。一つには費用がネックになったとされている。したがって、地方の実状調査は次に述べる派遣将校と「欧人ピットマン」なる人物に委ねられ、福原自身は北京において清当局の動静、兵備等を調査することになる⁹。

福原には視察に加え、語学修習と実地調査を目的に清に派遣される将校（派遣将校）の監督・統制が任務として課せられた。具体的には、派遣将校の滞在先やそこでの活動について指導したり、派遣将校が参謀局、公使、領事等に宛てて願い、伺い、届け等を出す際に必ず間に入ったり、派遣将校のための費用を中央に要求したりしたのである¹⁰。

福原の赴任に際しては、陸軍の将校（中尉）、11等出仕の員外官、会計軍吏補、同試補、嘱託各1人に加えて召使数人が随行した。このうち中尉と会計軍吏補は、連絡のため主として上海に滞在していたという。中尉は首席随員として後年の武官補佐官¹¹の役割を負っており、調査研究や派遣将校の監督・統制で福原を補佐した。経理は派遣将校のものも含めて主として会計軍吏補が統轄していた。ちなみに、福原の半年分の費用は、2900円（公用費500円、手当・宿代2400円）であった（随員の手当等は別）¹²。

福原は1876年1月、滞在約9ヵ月で随員も合わせて帰国を命じられる。前年9月に発生した江華島事件との関連ではないかとされている。なお、福原の在任中、公使館との間で何らかの問題が生じたようで外務省から陸軍省へクレームが入ったようである。しかし、具体的にそれが何であったのか、詳細は不明であり、福原自身も見当がつかない

8 東亜同文会編『対支回顧録』下、原書房、1968年、179-180頁。

9 同上、181-184頁。

10 同上、180-181、183頁。

11 補佐官の「補」には公式には「輔」が用いられていたが、本稿では引用部分を除き、「補」で統一する。

12 東亜同文会編『対支回顧録』下、180-181、183、187頁。

いとしている(格式、随員、費用等の面で福原が当時の代理公使を凌いでいたことから、「些末な感情上の問題」があったのであろうと推測する向きもある)¹³。

一方の桂は主目的と考えた軍事行政の研究を行うため、公使館を通じてドイツ政府に依頼し、軍事行政の中央機関である第3軍団監督部や地方機関で実務を経験しながら2年半ほど研究に従事した。その後、陸軍省、会計検査院において陸軍の行政と経理について研究し、さらに、隊付勤務も経験した。同時に桂はベルリン大学に通い、法律、経済等の講義を聴講した。さらに、命令でオーストリアへ出張して視察・研究を行っている¹⁴。このように、桂の活動ぶりは、今日感覚からすると公使館付武官と言うより、研究目的の駐在員のそれと言った方がふさわしいようであった。もっとも、公使館付武官の立場を生かして、ドイツ宰相オットー・フォン・ビスマルク(Otto von Bismarck)に招かれて公の席上で面会したり、参謀総長ヘルムート・フォン・モルトケ(Helmuth von Moltke)から軍略、軍政等について、直接、聴取したりという便宜は得ていたようである。桂は1878年、ベルリンを訪れた井上馨(後の外務卿・外相)に同行してオーストリア、フランス、英国を巡った後、一旦はベルリンに戻ったが、大久保利通暗殺を契機に帰国することになった井上に促されて、ともに帰国することになる(7月帰国)¹⁵。

海軍は陸軍に遅れること5年余り、1880年11月30日付で高田政久(当時、中尉)が在ロシア公使館付海軍武官に、翌12月1日付で黒岡帯刀(当時、少佐)が在英公使館付海軍武官に任命されている。黒岡はすでに10月の時点で有栖川威仁親王の留学に補佐官として随行する内達を受けていたのであるが、政府が親王の留学費用の捻出を容易に認めず、その決定が12月1日になったため、黒岡の任命もそれに合わせて遅れたものと推察される。黒岡は翌1881年1月に日本を離れた¹⁶。

薩摩島津氏一族の系統にある名家出身の黒岡は、前海軍卿で当時は参議であった川村純義の懐刀であり、陸軍で言えば、山県にとっての桂に匹敵する存在であったと評する向きもある人物で¹⁷、この頃、川村のもとで海軍軍令の独立問題に取り組んでいた。黒岡はその理論づけのために、親王の補佐と合わせて海軍兵制調査を目的に在英公使館付

13 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、原書房、1969年、1427-1428頁、東亜同文会編『対支回顧録』下、182-184頁。福原が山県へ宛てた書簡の文面から、桂同様、福原の赴任に際しても、山県から服務心得が示されていたと推測される(同上、182頁)。

14 「在奥帝国公使館ニ公使館付武官駐在方ニ付上申ノ件 付在独帝国公使館付陸軍少佐桂太郎ヲシテ時々奥国へ往復セシメ軍事ヲ視察セシム可キ旨訓達ノ件」(1875年6月)(外務省記録「在外帝国大公使館付武官関係」第1巻、外交史料館蔵)。

15 宇野校注『桂太郎自伝』88-94頁；徳富編著『公爵桂太郎伝』353-356頁。

16 黒岡久尚「黒岡帯刀伝」私家版、1994年5月、88-89頁。

17 梅溪昇「黒岡帯刀の英国留学について」『英学史研究』第4号、1972年、64頁。

武官として派遣されたと考えられている¹⁸。また、黒岡には海軍省が情報提供者として契約していた英国人エドワード・リード（Edward Reed）との契約解除交渉、諸外国の軍事と外交に関する情報の収集と報告、海軍省派遣留学生の状況報告と取締りも職務として課せられた¹⁹。なお、黒岡には明治維新後、1年ほど英国へ留学した経験があった。

1882年7月、朝鮮で壬午事変が発生すると、黒岡のところへ海軍卿に復帰していた川村から、ヨーロッパでの軍艦、大砲、水雷等の購入に関する訓令が届く²⁰。当時、ドイツのキール港にチリが発注した仮装巡洋艦が抑留されており、その購入がほぼ決まりかけた。ところが、それに備砲がなく、新たに製作する必要が認識され、黒岡がドイツのクルップ社や英国のアームストロング社の工場を調査したところ、新たに製作するには半年以上かかることが判明した。黒岡は同艦の購入中止を意見し、入れられた。代りに、チリがアームストロング社に発注していた防護巡洋艦を購入することになった（日本初の鋼製軍艦「筑紫」）。その後、海軍はアームストロング社に防護巡洋艦2隻（「浪速」「高千穂」）を発注することになるが、それは黒岡の意見が採用されたものであるという。また、黒岡は日本初の機関砲の注文にも関与している²¹。1883年2月に公使館付武官の兼勤を免ぜられた黒岡は、4月、親王に従って英国を離れ、米国経由で帰国した（6月帰国）。

（2）駐在先の増加・変更

このようにして産声を上げた日本の在外大・公使館付武官制度であるが、定着には陸・海軍とも数年を要した。いずれの場合も初代武官が離任した後、すぐに後任者が職を引き継いだわけではなかった。短いもので1年間（海軍の在英武官）、長いものでは約5年半（海軍の在ロシア武官）、欠員状態であった。つまり、初代武官はいずれも試行であったということになる。制度の定着は2代目の武官が任命され、前後して他の国々にも武官が派遣されるようになってからである。また、そうした過程を経て、制度は発展を見る。

陸軍では在清・在ドイツ両武官が欠員であった間の1879年1月に、在ロシア公使館付書記生であった山本清堅（当時、大尉）が同公使館付武官に任命され、制度が再開さ

18 黒岡「黒岡帯刀伝」93-94頁。

19 山村義照「明治国家形成期の在外公館付武官報告についての一考察－海軍軍人黒岡帯刀の場合」『青山学院大学文学部紀要』第35号、1994年1月、3-4頁。

20 但し、この時の武器購入に関しては、駐英公使・森有礼、駐ドイツ公使・青木周蔵ら外交官や、後日、海軍省から派遣されてきた軍人が主に担当し、黒岡の立場は従であった（同上、9-10頁）。

21 黒岡「黒岡帯刀伝」95-97頁。

れる²²。そして、翌1880年3月、すなわち海軍が最初の公使館付武官を任命する前に、福原と桂の後任となる2代目の在清・在ドイツ両武官が任命される。それと同時に、在フランス公使館付武官に田島応親(当時、少佐)が任命され、さらに翌4月、在オーストリア公使館付武官に辻春十郎(当時、少尉)が任命される²³。これをもって、陸軍の在外大・公使館付武官制度はほぼ定着したと言ってよいであろう。以降、陸軍は19世紀末までに、朝鮮(1882年10月任命)、英国(1894年3月任命)、イタリア(1896年4月任命)にも公使館付武官を派遣する。この時点で、駐在先は8カ国である。

一方、海軍では、1884年2月に2代目の在英武官が任命されることにより、制度が再開される。それに続いて同年9月に斉藤実(当時、中尉)が在米公使館付武官に任命される。1887年以降は清(同年5月任命)、朝鮮(同年11月任命)、フランス(1888年2月任命)、イタリア(1889年2月任命)、ドイツ(1890年5月任命)というように、新たな公使館付武官を次々と派遣している。この頃までに、海軍においても在外大・公使館付武官制度はほぼ定着していたと言えよう。また、その間、2代目の在ロシア武官が1888年11月に任命されており、海軍武官の駐在先は陸軍より一足先に1890年の時点で8カ国に達した。

20世紀に入っても在外大・公使館付武官の駐在先は増加するが、同時に、派遣が終了するケースや一時的に中断するケース、あるいは一人の武官が他国の武官を兼務するケースが出てくる。ポストの新設と兼務の状況は次の通りである²⁴。

陸軍：米国(1901年5月)

ブラジル(1906年6月、公式には39年8月)

トルコ(1907年2月、公式には27年9月)

オランダ(1914年8月)

スイス(1915年8月)

スウェーデン(1918年2月、在ソ・在フィンランド武官による兼務時期あり)

チリ(1919年9月)

ギリシア(1920年6月)

メキシコ(1920年12月、39年からコロンビアとベネゼエラを兼務)

ポーランド(1921年5月)

22 但し、山本の離任後、その後任者が任命されるまで約10年半、在ロシア陸軍武官は欠員であった。

23 但し、辻の離任後、その後任者が任命されるまで14年間、在オーストリア陸軍武官は欠員であった。

24 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991年、366-372、432-435頁。

ハンガリー（1923年2月）
アルゼンチン（1924年3月）
ラトビア（1928年8月、37年からエストニアとリトアニアを兼務）
タイ（1929年12月）
カナダ（1931年8月）
ルーマニア（1932年4月、39年8月まで在ポーランド武官が兼務）
満洲（1933年2月、関東軍参謀副長が兼務）
イラン（1933年9月）
フィンランド（1934年4月）
アフガニスタン（1936年8月、公式なものとなるに至らず終了）
スペイン（1938年1月、公式には1943年10月）
ブルガリア（1939年12月）
ユーゴスラビア（1940年4月、在ハンガリー武官が兼務）
ポルトガル（1942年3月）
ビルマ（1943年8月、ビルマ方面軍参謀副長が兼務）
フィリピン（1943年10月、第14方面軍参謀副長が兼務）

海軍：オーストリア（1908年2月）
スウェーデン（1918年2月）
チリ（1921年6月、30年12月～42年5月の間は在アルゼンチン武官が兼務）
ブラジル（1921年6月、29年11月～41年7月の間は在アルゼンチン武官が兼務）
アルゼンチン（1922年7月、30年12月まで在チリ武官が兼務）
トルコ（1923年12月）
メキシコ（1925年9月）
カナダ（1932年9月）
満洲（1933年2月、33年4月～38年11月の間は駐満海軍部参謀長が兼務）
タイ（1935年10月、公式には36年6月）
オランダ（1936年7月、38年6月まで在ドイツ武官が兼務）
フィンランド（1938年2月、在ソ連・在ドイツ・在スウェーデン武官が兼務）
ルーマニア（1938年2月、在トルコ武官による兼務時期あり）
スペイン（1942年5月）
ビルマ（1943年8月、45年4月から在タイ武官が兼務）

ポルトガル(1943年9月)

フィリピン(1943年10月)

陸・海軍の組織改編等による定員改定時の在外大・公使館付武官の定員数(実際の数とは必ずしも同じでない。)は次の通りである²⁵。なお、()内に同時期の駐在先やその変更の状況について付記するが、変更については、そのすべてを網羅するものではない。

陸軍：1908年12月……8(英、米、独、墺、露、仏、伊、清)

1920年8月……10(新設=スイス、ポーランド、ギリシア；終了=墺)

1921年4月……11(新設=メキシコ)

1925年5月……11(新設=アルゼンチン；再開=墺；終了=スイス、ギリシア)

1928年8月……12(新設=トルコ)

1930年7月……12

1931年5月……12(新設=カナダ、ラトビア；終了=墺、アルゼンチン)

1937年2月……15(新設=フィンランド、タイ、イラン)

1937年4月……16(再開=墺)

1943年10月……18(独、ソ、仏、伊、中、トルコ、スイス、スウェーデン、
フィンランド、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、
スペイン、ポルトガル、満洲、タイ、ビルマ、フィリピン)

海軍：1916年12月……8(英、米、独、墺²⁶、露、仏、伊、中)

1922年12月……10(新設=チリ、ブラジル、アルゼンチン；
終了=墺、スウェーデン)

1931年5月……10(新設=メキシコ；終了=トルコ)

1932年10月……10(新設=カナダ)

1933年10月……10

1934年10月……10

1937年2月……12(新設=タイ)

1938年4月……17(新設=オランダ、フィンランド、ルーマニア；

25 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』48-61、242-277頁。

26 ドイツとオーストリアは第一次世界大戦で交戦相手国となっていたため、当時は欠員。

再開＝トルコ)

1939年 4月……18 (新設＝満洲)

1940年 11月……19

1941年 5月……20 (英、米、独、ソ、仏、伊、中、トルコ、オランダ、
フィンランド、ルーマニア、カナダ、メキシコ、チリ、
ブラジル、アルゼンチン、満洲、タイ)

次に、在外大・公使館付武官の駐在先を選定する際の理由について検討するが、その前に、派遣・駐在の前提となる条件について確認しておく。それは概ね次のようになる。

- ・外交関係の存在＝駐在先となり得る外国の存在
- ・日本の大・公使館の存在
- ・陸海軍の予算面での裏付け＝日本の財政力（国力）
- ・武官候補者の存在（人事面での裏付け）
- ・日本の外務省の了承
- ・接受国（駐在先の国）の同意

日本の国力が強まり、独立国が増えれば、武官の派遣先となり得る国は増加する。しかし、当然ながら、予算や人材は無尽蔵でなく、また、できるだけ目的に見合った成果が期待されるため、駐在先を選定することが必要になる。その選定理由について検討するに際し、まずは原点である先述の桂の意見と山県の服務心得に立ち返る。

桂は欧米諸国と清を武官の派遣先として提案したが、目的は異なっていた。欧米諸国への派遣は、陸軍の兵制改革の資となる研究を行うことが目的であった。すなわち、日本の軍隊の近代化のために欧米から新しい知識を導入しようということである。海軍が黒岡を英国へ派遣したのも、軍制の研究が目的の一つであったとされる。他方、清への派遣は、兵制と実状を視察し、有事の際、実地に应用することを目的としていた。すなわち、清を将来的に交戦する可能性のある相手と見て、情報を収集しておこうというのである。

山県は武官の任務を視察とし、駐在する国の兵制、軍法、兵家地理、兵家政表（統計）、対外関係、武器等を研究して報告することを求めた。山県は桂が提案した欧米諸国と清への武官派遣目的を融合し、それに対外関係と武器に関する情報収集を加えて明示した。

結局、初期の段階における公使館付武官の派遣目的は、主として軍事面における広範な新知識の獲得と有事を念頭に置いた情報収集であり、それと合わせて、当時の日本の財政力(陸・海軍の予算)と外交関係を考慮し、駐在先が選定されたと言えよう。そして以降も、武官の駐在先は、基本的には、そうした要素に基づいて決められていく。

駐在先という観点から、第一次世界大戦(1914~18年)は日本の在外大・公使館付武官制度にとって、一つの重要な転換点であった。それまでの主たる駐在先は、英国、ドイツ、フランス、オーストリア、イタリア、米国といった欧米先進諸国とロシア、清(1912年から中国)、朝鮮(1897年から韓国)といった日本の近隣諸国であった²⁷。これら諸国は、朝鮮(韓国)を例外として、いずれも当時の大国に数えられている国々である。それが第一次世界大戦時からは、中小国に駐在先を拡大していく。次に、そうした武官の新たな駐在先について、具体的に、少し詳しく見ていきたい。

第一次世界大戦後に新設された武官の駐在先の多くは、ロシア(1922年からソ連)、あるいは米国の周辺に位置している。前者に相当するのは、ポーランド、ハンガリー、ラトビア、ルーマニア、フィンランドといったヨーロッパの東部、中部、北部に位置する国々(その多くは第一次世界大戦や同戦争中に起こったロシア革命を機に独立した国)とトルコ²⁸、イラン、アフガニスタンといった中近東諸国である²⁹。また、後者に相当するのは、メキシコ、チリ、ブラジル³⁰、アルゼンチンといった中南米諸国と北米のカナダである³¹。

当時、日本軍はロシア(ソ連)と米国を主要な想定敵国としていたわけであるが、このように両国の周辺に位置する国々に大・公使館付武官を派遣して情報収集等に從事させたのである。なお、陸軍は上記のロシア(ソ連)周辺国のすべてに武官を駐在させている。しかも、ルーマニア以外は専任である³²。これに対して、海軍が武官を駐在させ

27 これら諸国以外では、陸軍がブラジルとトルコに非公式の形で公使館付武官を駐在させているのみである。

28 前注で述べたように、トルコについては、陸軍が第一次世界大戦以前に約7年間、出張の形で武官を駐在させているが、公式の駐在は第一次世界大戦後である。

29 ロシア(ソ連)周辺諸国には帝政下における対露抵抗運動という素地があり、対露(ソ)諜報能力が発達している国もあった。また、概して、日露戦争に勝利した日本に好意的であった。

30 注27で述べたように、ブラジルについては、陸軍が1906年6月から2年半ほど武官を参謀本部付で駐在させているが、継続して駐在させるようになるのは第一次世界大戦後である。但し、1939年8月までは依然として参謀本部付のままであった。なお、ブラジルへの武官の派遣を公式化する過程においては、防共に関する協力や米国が敵国となった際の重要物資の取得先という考慮がなされている(参謀本部「目下進行中ノ日、伯防共協同動作ノ概要及中南米諸国反共気運ノ概要」〔1938年2月15日付〕〔陸軍省「昭和13年密大日記」第4冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

31 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』109、111、116-118頁。

32 ルーマニアは長く在ポーランド大(公)使館付武官が兼務していたが、第二次世界大戦直前の1939年8月から専任の武官が駐在することになる。

たのはトルコ、ルーマニア、フィンランドで、そのうち基本的に専任の武官を置いていたのはトルコのみで、ルーマニアは専任と在トルコ武官による兼務が交互、フィンランドは在ソ連、在ドイツ、在スウェーデンの武官による兼務であった。改めて言うまでもなく、ロシア（ソ連）に対する関心は海軍より陸軍の方が圧倒的に高かったということであろう。他方、米国の周辺国については、陸・海軍間に駐在国の違いは見られない。また、陸・海軍とも南米のチリ、ブラジル、アルゼンチンの三国に関しては一人の武官に兼務させている時期があるが、その時期は海軍の方が長い。確かに、南米の三国に陸軍武官が不在であった時期がある（1931年6月から38年5月まで）ものの、意外にも、米国の周辺国への武官の派遣においては、陸・海軍間にそれほど大きな差はない。

第一次世界大戦後に新設された武官の駐在先からは、日本の新たな戦略的方向性を見て取ることもできる。それは海軍のタイとオランダへの武官派遣においてで、いずれも1930年代半ばのことであり、海軍の南方への関心の表れである。タイについては、ちょうど日本が同国海軍の近代化に協力していた時期であり³³、長年の友好関係もあって問題はなかったが、当時、石油の産地である蘭領東インド（今日のインドネシア）を植民地としていたオランダについては、日本にその開発への参加という狙いがあり、オランダはそれに対する警戒が強く、日本の海軍武官受け入れには消極的であった。その警戒心を薄めることが、着任した武官が最初になすべき仕事であった³⁴。

有事の際に駐在先として価値が高まるのが中立国である。スイスやスウェーデンのような永世中立を主義として掲げていた国はもちろんであるが、第二次世界大戦時のスペイン³⁵やポルトガルのような非参戦国も同様である。また、外交関係は終戦を迎える前に参戦によって断たれてしまうものの、開戦後、しばらくは局外中立であった国、例えば、第二次世界大戦時のアルゼンチン、チリ等も、その中に含まれよう。

事実、日本が最初にスイスとスウェーデンに公使館付武官を置いたのは、第一次世界大戦の最中である（スイスは陸軍のみ）。そして、終戦後、数年で両国への武官派遣は終了している。それが、日中戦争開始後にスウェーデンへの陸軍武官の派遣が、第二次世界大戦中には同国への海軍武官の派遣とスイスへの陸軍武官の派遣が再開するのであ

33 日本の川崎重工がタイ海軍の海防艦2隻を建造、1937年に納品している。

34 1938年6月に専任としては最初の在オランダ公使館付海軍武官となった渡名喜守定（在任中、少佐から中佐に進級）は、オランダ側の警戒心払拭と存在誇示のため、派手なスポーツ・カーを購入して乗り回すというパフォーマンスを行った。渡名喜の場合、それが功を奏して、その後、業務は円滑に進むようになったという（渡名喜守定「開戦反対と終戦講和工作秘話」外間完英編『沖縄海軍物語－海友会員回想録』沖縄海友会、1985年、2-3頁）。

35 但し、スペインは日本との関係において、1945年2月3日から3月3日にかけてのフィリピンにおけるマニラ市街戦でスペイン人200人以上が死亡、スペイン領事館も被害を受けたこと等からスペイン国内で反日気運が高まり、4月12日に外交関係を断絶している。

る。スペインとポルトガルに武官を駐在させるのも日中戦争開始後である(ポルトガルは陸軍のみ)。

また、アルゼンチンとチリは、新たな駐在先ではないが、日米開戦後も局外中立の立場を採ったことから価値が高まった例である。先述のように、陸・海軍とも、ブラジルを含めて、南米の三国については大・公使館付武官を一人の武官に兼務させる傾向が見られたのであるが、第二次世界大戦期、とりわけ日米間の緊張が一段と高まった1941年夏以降、次第に兼務を解消し、それぞれの国に専任の武官を駐在させて機能の強化を図っている。

このように、有事の際に中立国の価値の高まりが認識される背景には、一般に、中立国には戦争で敵対する双方から比較的正確な情報が、早く、豊富に集まるという傾向がある。また、戦争に参加すると交戦相手国との外交関係が断絶するため、それにともない大・公使館は閉鎖、武官を含む外交団は国外に退去するか、現地で収容されることになる。そうすると交戦相手国内での駐在武官の情報活動は停止、あるいは少なくとも極度の機能低下が避けられないため、その周辺の中立国が俄かに脚光を浴びるのである。また、人事と予算の観点から言えることとして、交戦相手国の周辺国であれば、交戦相手国を退去することになった武官(もしくは、後述する武官補佐官等)を異動させることが容易である。そうすれば、人選や派遣にまつわる煩雑な事務を省くことができ、費用も時間も少なく済む。ここで取り上げた中立国の例も、そのいくつかは、実は、そうした一石二鳥を狙ったケースである。

なお、大・公使館付武官の新設には、相互主義という外交上の原則とも言える考え方が理由となり得ることを付言しておく。1908年2月に日本海軍が武官を駐在させることになったオーストリアが、その例である。当時、オーストリアはハンガリーとの二重帝国で大国の一つに数えられており、首都ウィーンは外交の中心地の一つであって情報が豊富に集まっていたことは確かである。そうしたこともあって、先述のように、陸軍は1880年に初代武官を任命している。しかし、殊、日本海軍が1908年にオーストリアに武官を駐在させることになったのは、あくまで日本とオーストリアの間で海軍武官を相互に駐在させることになったためであり、日本海軍は相互主義という考え方に基づいて、オーストリアに駐在武官を派遣することにしたのである。つまり、日本海軍に武官をオーストリアに派遣・駐在させる特段の必要性があったわけではない。実際、オーストリアに駐在した海軍武官の日常的な業務は限定的であり、通常、日に1~2時間あれば十分に

処理可能であったという³⁶。

オーストリアに関しては、陸軍にも曰くがないわけではない。陸軍将校の間で外国の駐在先として最も人気が高かったのはドイツである。駐在武官としての派遣先もドイツが人気を集めた。しかし、当然、武官のポストは限られている。自ずとドイツ駐在を希望しながら、それをかなえられない向きが生じる。その場合、ドイツに代わる次善の駐在先とされたのが、同じドイツ語が話されている隣国のオーストリアだったのである³⁷。皮肉なことに、ドイツとイタリアの間に位置するオーストリアへの陸軍関係の視察団や出張者等の来訪は多く、軍関係施設の見学許可を得るために、陸軍武官は頻繁にオーストリア当局と交渉する必要があったという³⁸。

(3) 制度の終了

日本の駐在武官制度は、第二次世界大戦での敗戦によって外交権が失われ、同時に、陸・海軍が解体されたため、終わりを告げた。それが制度全体としての終了である。

他方、武官の駐在が個別に終了するケースがある。概ね次の場合である。

- ・外交関係の断絶
- ・駐在の必要性の減少
- ・接受国（駐在先の国）の拒否
- ・接受国の消滅

外交関係の断絶は、戦争当事国となった場合に交戦相手国との間で生起することが多い。そうなると、武官派遣・駐在の前提条件が崩れたことになり、武官の駐在は終了する。その場合、武官は国外に退去するか、現地で収容されることになるのは先に述べた通りである。日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦で日本の交戦相手国となった国々との関係が、これに相当する。特殊な事例は日中戦争（支那事変）のケースで、日中両国がそれを国際法上の戦争と認めなかったことや1940年3月に汪兆銘政権

36 中村義彦編『松岡静雄滞欧日記』（近代日本史料選書8）山川出版社、1982年、19、59頁。

37 在オーストリア公使館付陸軍武官の設置理由は、「奥国ハ欧州各強国ノ中間ニ在リテ比較的強大ノ兵力ヲ備フ故ニ該国ノ兵制ヲ調査スルハ目下我国ノ形勢ニ照シ極メテ切要」とされている（「在外国公使館付陸海軍武官俸給令中改正ノ件」〔1896年5月5日付〕〔陸軍省「明治29年6月武大日記」乾、防衛研究所戦史研究センター蔵〕）。

ちなみに、在オーストリア陸軍武官の歴任者には、山梨半造、金谷範三、大島浩、篠塚義男、山下奉文、西郷従吾、若松只一がいる。このうち、山梨と大島は在オーストリア武官から在ドイツ武官へ異動している。

38 森岡守成『余生随筆』私家版、1937年、107頁。

が樹立されたこともあって、日本は陸・海軍とも在中大使館付武官を駐在させ続けている。

駐在の必要性が減少したことによって武官の駐在が終了した例として、スイスとスウェーデンが挙げられる。先に述べたように、中立国であった両国への最初の武官派遣・駐在は、第一次世界大戦が契機であった。その背景には、ドイツとオーストリアが交戦相手国となり、外交関係が断絶して武官が駐在できなくなったことがある。実は、スイスとスウェーデンへの武官派遣・駐在には、中立国が戦時の情報活動に適しているという理由もさることながら、独逸両国の代替という臨時の措置であった側面もある。実際、第一次世界大戦が終結し、その後、独逸両国への武官派遣・駐在が再開されるに伴い、スイスとスウェーデンへの武官派遣・駐在は終了している³⁹。

駐在先の国(接受国)が武官の派遣・駐在を拒否した場合も、武官派遣・駐在の前提条件が崩れ、武官の駐在は終了する。1937年11月に在アフガニスタン公使館付陸軍武官の駐在が終了したケースが、それである。同国へは前年1936年8月に参謀本部付の宮崎義一(当時、少佐)が出張を命じられ、現地限り(後述)の公使館付陸軍武官となった。宮崎はアフガニスタンとソ連、並びに同国と英領インドとの国境地帯で諜報網の形成や独立運動の扇動を試みたとされる。アフガニスタンはそのような宮崎の活動によって英ソ両国との関係に支障を来したとして、宮崎の更迭・出国を日本に要求した。宮崎はベルソナ・ノン・グラータ(好ましからざる人物)とされたのである。当初、アフガニスタンは宮崎の後任者を受け入れる方針で、日本側も人選を終え、派遣準備を進めていたのであるが、結局、アフガニスタンは後任者が宮崎の活動を引き継げば問題が再発するとして、その受け入れを見合わせた⁴⁰。

駐在先の国が消滅した場合、これも武官派遣・駐在の前提条件が崩れたことになり、武官の駐在は終了する。1938年3月のドイツによるオーストリア併合、1939年9月の第二次世界大戦冒頭の独逸両国によるポーランドの分割(政府は英国へ亡命)、同大戦中のソ連によるバルト三国(ラトビア、エストニア、リトアニア)の併合が主な事例である。それぞれの国には陸軍武官が駐在していた(バルト三国は一人の武官が三国を兼務)。ちなみに、これらの国々が消滅した際の人事は、在オーストリア大使館付武官であった若松只一(当時、中佐)は兼務していたハンガリーの公使館付武官に、在ポーランド大使

39 「今回ノ戦役間瑞典ニ公使館付武官ヲ駐在セシムル件」(1918年12月24日付)(陸軍省「大正7年密大日記」第1冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)；「獨逸國在勤帝國公使館付武官復旧ノ件」(1922年12月9日付)(陸軍省「大正12年密大日記」第2冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

40 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1431-1433頁。

館付武官であった上田昌雄（当時、少佐）は、直前の8月に、それまで兼務していたルーマニアに専任の公使館付武官が派遣されたばかりであったためスウェーデンへ移駐、バルト三国の各公使館付武官を兼ねていた小野打寛（当時、中佐）は在フィンランド公使館付武官へ異動、同武官であった西村敏雄（当時、大佐）は兼務していた在スウェーデン公使館付武官の専任になるという具合であった。

2 駐在武官の地位

(1) 国際法的地位

大・公使館付武官は軍人⁴¹であると同時に、外交官でもある⁴²。外交官旅券を所持し、大・公使館員名簿（外交官名簿）に名前が記載され、外交特権が付与される。通常、外国に駐在する軍人で、このような地位を与えられるのは、大・公使館付武官と同補佐官のみである⁴³。

外交特権が国際条約として成文化されるのは、1961年4月18日に採択された「外交関係に関するウィーン条約」においてであるが、本稿が対象とする第二次世界大戦までの時期においても、不明確な部分はあったにせよ、国際的慣習として確立していた。言うまでもなく、外交特権には、身体の不可侵、裁判権免除、課税免除、通信の不可侵等がある。そのため大・公使館付武官と同補佐官は、原則的に、逮捕・訴追はされず（先に述べたように、ペルソナ・ノン・グラータとされて国外退去を求められることはある）、出入国の際の荷物検査もない。

大・公使館付武官は、駐在先の国（接受国）から特別の待遇を受ける。例えば、ハイ・レベルの公的行事や軍の大規模な演習、観兵式等に招待されたり、官公庁や軍の施設への出入りに際して特別の許可を必要としなかったり、元首と対面する機会があったり、高官との会合が容易であったり、主として軍事に関する情報を提供されたりといった具

41 必ずしも現役軍人に限らない。予備役軍人が駐在武官になった例として、1941年7月19日から終戦まで在アルゼンチン公使館付海軍武官（1942年5月5日まで在チリ公使館付海軍武官を兼務）を務めた雪下勝美（当時、予備役少将）がいる。

42 内山「軍人外交官」2頁。

43 例外として、かつて、日本は英米仏等の在日大使館から大使館付陸・海軍武官、補佐官以外の「語学研究ニ従事スル駐在武官」を外交官名簿に掲載するよう申し出があり、日本側に拒否する理由がなかったため同名簿に記載し、外交特権についても一般の外交官同様に取り扱っていたことがある（埴原外務次官発山梨陸軍次官宛「駐在武官ノ資格ニ関スル件」〔1921年2月18日付〕〔陸軍省「大正10年大日記甲輯」第6類、防衛研究所戦史研究センター蔵〕。同じ頃、ベルギーは日本軍の将校が語学研究を目的に同国に滞在する場合、日本公使から通牒があれば公使館員として名簿に記載するという姿勢を示している（在日ベルギー臨時代理公使ルメール・ド・ワルゼル・エルマル発内田外相宛〔1921年5月6日付〕〔陸軍省「大正10年大日記甲輯」第6類〕）。

合である。また、補佐官も武官に準じた待遇を享受するが、とりわけ武官が不在の際には、補佐官が代理を務めることになる。

同じ国に駐在する各国の大・公使館付武官は「駐在武官団」(もしくは単に「武官団」)と称されるサークルを形成する。参加資格は大・公使館付武官であることである。それは武官相互の交流、さらには家族ぐるみの交際の場となるが、単に親睦を深めるだけでなく、情報交換や連絡のチャネルであり、時には接受国当局との交渉の際に支援を期待できる仲間意識を育む機会ともなる⁴⁴。武官同士に限らず、駐在先の国の軍人との関係を含めて言えることであるが、武官時代に築いた交友関係は、後に役立つことが往々にしてある。

(2) 大・公使館における地位

大・公使館付武官は大・公使館に所属する。大・公使館長は大・公使であり、武官はその配下の館員であるが、それぞれの軍を代表しており⁴⁵、対外的地位は高く、国によるが、通常、その席次は大・公使に次ぐ。

一般に、大・公使と大・公使館付武官の関係については、あまり良好なイメージを持たれていない。おそらく1934年3月から38年10月まで在ドイツ大使館付陸軍武官を務めた大島浩(着任時、大佐。1935年3月、少将に、38年3月、中将に進級)と東郷茂徳大使(任1938年1月~10月)の関係が、今日、抱かれている悪しきイメージの代表的な源の一つであろう⁴⁶、先に述べたように、この問題は初代在清公使館付陸軍武官であった福原和勝に始まり、駐在武官制度が終了するまで、繰り返し生じたようである。

大・公使と武官の関係について、先述の山県が桂に示した服務心得では、武官は「公使ノ管下ニ属シ」と表現されている。その後、この表現は「公使ノ管轄ニ属シ⁴⁷」、「公使ノ下ニ属シ⁴⁸」等の変遷を経て、1910年制定の「大公使館付海軍武官服務内規」に見られる「大公使ノ監督ヲ受ク⁴⁹」という表現に落ち着く。

44 内山「軍人外交官」2-3頁。

45 陸軍の「大公使館付陸軍武官同輔佐官服務内規」には、この点が明確に示されている(外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1423頁)。

46 両者の関係については、田嶋信雄「ナチ時代のベルリン駐在大使館-人と政策」『成城法学』第48号、1995年、409頁；外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1438頁等を参照。

47 高島軻之助陸相が在清公使館付陸軍武官に任命された神尾光臣(当時、少佐)に与えた訓令(1892年5月13日付)(外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1414頁)。

48 山本権兵衛海相が在英公使館付陸軍武官に任命された鑄木誠(当時、大佐)に与えた訓令(小村寿太郎外相宛通牒(1904年3月2日付)(同上、1415頁))。

49 「大公使館付海軍武官服務内規」(1910年2月10日)(外務省記録「在外帝国大公使館付陸海軍武官服務内規制定一件」外交史料館蔵)。

また、山県は同じ服務心得で、何事も公使の許可を得た上で従事すること、武官の任務である視察は派遣先の国を不快にさせることがあり得るため、必ず公使の思慮決定に任すことが肝要であること等を述べ、常に公使の意向をうかがい、それを尊重するよう論じている。この精神は、1916年制定の「大公使館付海軍武官同輔佐官服務内規」に「外国政府ニ関連スルモノニ就テハ大公使ニ稟伺シ其ノ承認ヲ得テ之ヲ処理スヘシ」や「視察ヲ為サントスルトキハ其ノ事項及区域等ニ関シ予メ大公使ノ思量決定ヲ経テ之ヲ実行スヘシ⁵⁰」とあり、また、1929年改正の「大公使館付陸軍武官同輔佐官服務内規」にも「大公使ノ諮詢ニ応シ軍事、外交ノ調和ヲ図リ⁵¹」という文言が見られるように、後年においても継承されている。

このように、大・公使館付武官は、常に大・公使と和衷協同して（明治期の大・公使館付陸軍武官への訓示の中の表現）、密接な連絡を保つ（昭和期の大・公使館付海軍武官への訓令の中の表現）よう求められていた。

しかしながら、同時に、大・公使館付武官の任命に際して陸・海相が外相に発する通牒に、陸軍武官は参謀本部の監督に属し、勤務上のことは参謀総長が告諭する⁵²とか、海軍武官は海軍軍令部長の監督に属し、勤務上の細目に関しては時々同部長が訓示する⁵³とかといった文言が見られるように、大・公使館付武官は陸・海軍それぞれの軍令系統の長の隷下に属し、大・公使の監督を受けるにしても、外相から直接の命令を受けない。その根拠は、大日本帝国憲法による統帥権の独立とされる。

具体的に見てみると、外交官の栗野慎一郎は駐フランス大使であった1910年3月22日付の公信で、武官についての認識を次のように述べている⁵⁴。

……内部ニ於ケル関係ヨリ之ヲ観レハ夫々主管陸海軍官憲ニ隷属シテ特殊ノ事務ニ従事シ即チ他官庁ヨリ派遣セラレタル一種ノ客員ト見做サ、ルヲ得サルモノニ之有候……

また、栗野は同じ公信で、武官との関係について、次のように述べている。

……現ニ従来トテモ大使館付武官ト当館トノ関係ニ就キ双方全然意見ノ一致ヲ見サ

50 「大公使館付海軍武官同輔佐官服務内規」（1916年8月1日）（同上）。

51 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1423頁

52 陸相発外相宛（1892年5月13日付）（同上、1413頁）。

53 斉藤海相発小村外相宛（1909年1月15日付）（同上、1415頁）。

54 栗野大使発小村外相宛（1910年3月22日付）（外務省記録「在外帝国大使館付陸海軍武官服務内規制定一件」）。

ルニ非ルヤノ疑ヲ容ル、ノ余地モ有之ヤニ覺候……

駐ドイツ大使を務めていた杉村虎一は 1912 年 6 月 20 日付で内田康哉外相に宛てた意見書の中で、武官についての認識を次のように述べている⁵⁵。

……職務ニ至リテハ全然不羈独立ニシテ其範圍極メテ汎ク軍事ノ外任国ノ内治外交財政其他百般ノ事項ニ関シ本属長官ニ報告スヘキ職責ヲ有スルヲ以テ時ニ或ハ外交政略ニ関シ大使ト全然正反対ノ意見ヲ大使ニ知ラシメスシテ報告スルノ自由ヲモ有セリ……

……其職務特ニ其報告ニ関シ不羈独立ニシテ而カモ政治ニ関スル報告ノ内容ヲ大使ニ知ラシメスシテ報告シ得ル而已ナラス其提出ノ有無タニ大使ニ知ラシムルノ義務ナキハ大使館付ノ名ハ其実ニ伴ハサル而已ナラス大使ノ監督モ亦有名無実ナリトス……

杉村は武官が陸・海軍中央へ提出する報告について、軍事に限らない広範な内容が外交官の職域を侵すものとし、また、同意見書の他の部分で、それが二重外交をもたらしかねない原因となるものであるとの懸念を露わにしているのであるが、とりわけ、武官が政治や外交に関して大使とまったく異なる意見を、大使に知らせず報告し得ることに憤っていた様子を文面から読み取ることができる。

すでに何度か触れている山県が桂に示した服務心得では、視察等によって得た情報を報告する際は、公使館と外務省との通信手段に委託するよう指示している。しかし、この報告に関する文言は、8 年後の 1883 年 6 月に、大山巖陸軍卿が在清公使館付陸軍武官に任命された福島安正（当時、大尉）に与えた告諭には、もはや見られない⁵⁶。これによって、少なくとも、武官に中央への報告を公使館と外務省との通信手段に委託する義務はなくなった。もっとも、報告の内容については、山県の服務心得からして、それを公使に知らせるようには述べていない。

こうして見てくると、武官と大・公使の関係は常に悪かったように思われるかもしれないが、それは正しくない。次に、両者の関係が良好であった例を、いくつか挙げてお

55 杉村大使発内田外相宛（1912 年 6 月 20 日付）（同上）。

56 大山陸軍卿発三條太政大臣宛「福島歩兵大尉告諭之儀上申」（1983 年 6 月 4 日付）（外務省記録「各国駐在帝国公使館付武官任免雑件 支那之部」外交史料館蔵）。

く。

- ・在清公使館付陸軍武官を4回、務めた青木宣純は、袁世凱ら清国要人との人脈を生かして公使に協力しており、外務省は謝意を伝えている⁵⁷。
- ・日英同盟締結前後から日露戦争開戦時まで在英公使館付海軍武官の任にあった玉利親賢（当時、大佐）は、アルゼンチン海軍から装甲巡洋艦2隻（「日進」「春日」）を購入する際に功績のあった人物であるが、英海軍内の有力者と親交を結んで信用を博し、それによって、林董大使も少なからず便宜を得ている⁵⁸。
- ・先述の栗野もロシア公使時代に陸軍武官であった村田惇（当時、大佐）とは関係が良かったようで、その留任を希望している⁵⁹。
- ・1930年代後半から40年代初めにかけて在英大使館付陸軍武官を2回、務めた辰巳栄一は、最初に任じた際に大使であった吉田茂と、戦後にまで及ぶ信頼関係を築いている⁶⁰。
- ・日米開戦時に在米大使館付陸軍武官であった磯田三郎（当時、少将）と同海軍武官であった横山一郎（着任時、中佐。1941年11月、大佐に進級）は、大使が軍人（予備役）の野村吉三郎であったこともあり、日米交渉の過程で、野村を強力にサポートした⁶¹。

（3）軍における地位

先に述べたように、1875年に福原と桂が任命された当時、在外公使館付陸軍武官は陸軍省の外局であった参謀局の管轄で、参謀局長に隷属していた（「参謀局条例」第14条）。同局は1878年に廃止され、参謀本部が新設されるが、その際の参謀本部条例には在外公使館付陸軍武官に関する規定がなく、1893年10月3日の同条例の改正によって、参謀総長が在外公使館付陸軍武官を統轄することが定められた（第4条）。そして、日露戦争後の1908年12月18日の同条例改正によって参謀本部第2部が情報業務を所掌する部門

57 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1428-1429頁；小村外相発寺内陸相宛「在清公使館付武官青木少将ニ関スル件」（1909年9月13日付）（陸軍省「明治42年自7月至9月密大日記」防衛研究所戦史研究センター蔵）。

58 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1430頁

59 栗野公使発小村外相宛（1902年3月22日付）（参謀本部「明治35年自1月至4月秘密日記」防衛研究所戦史研究センター蔵）。

60 辰巳栄一「大戦前夜の英国駐在武官－吉田さんの思い出」『同台クラブ講演集』編集員会編『昭和軍事秘話－同台クラブ講演集』上、同台経済懇話会、1987年、87-102頁。

61 横山一郎『海へ帰る－横山一郎海軍少将回顧録』原書房、1980年、第2章。

になると、在外大・公使館付陸軍武官は同部の担当業務区分に入る⁶²。

海軍では、1890年10月18日に海軍参謀部条例が改正された際、同部が在外公使館付海軍武官を管轄することになった。1893年5月19日に同部が廃止され、海軍軍令部が新設されると、在外公使館付海軍武官は海軍軍令部長の管轄となった(「海軍軍令部条例」第9条)。そして、第一次世界大戦中の1916年12月1日、海軍軍令部が班の下に課を設ける組織改編を実施した際に第3班が情報関係の担任とされると、在外大・公使館付海軍武官は同班の所掌事項となる。1933年9月26日、海軍軍令部は軍令部と改称され(海軍軍令部長も軍令部総長に改称)、それと同時に、班は部に改称された。在外大・公使館付海軍武官は、そのまま第3部の所掌事項となる⁶³。

在外大・公使館付武官に任命される軍人の階級は、草創期には尉官であることが間々あったが、その後は、陸軍の場合は佐官(必要に応じて中将・少将)、海軍の場合は少将・佐官が定員上の決まりであった。また、大使館付は将官・佐官、公使館付は佐官であった。但し、大・公使館付武官が新設・再開される際、まだ正式でないという場合もあり、参謀本部付や出張扱いという形式で、尉官が派遣されることがあった。いずれにしても、実際のところ、在外大・公使館付武官に任命される軍人は佐官級であることがほとんどで、彼らは将校全体の中では中堅クラスである。

在外大・公使館付武官の軍における影響力を考えた場合、陸・海軍を問わず、それは決して大きくない。その理由として、次のようなことが考えられる。

- ・在外大・公使館付武官のほとんどが佐官級の中堅クラスであったこと
- ・情報が軽視される傾向にあったこと
- ・同盟国以外の諸外国に対して、時として極端な猜疑心があったこと
- ・在外大・公使館付武官に限らず、外国駐在勤務に対して、箔づけ、遊学、閑職等、否定的なイメージがあったこと

大島浩は、この点でも例外的である。大島が在ドイツ大使館付陸軍武官として陸軍中央に対して影響力を発揮できた要因として、次のようなことが考えられる。

- ・陸軍は親独派が主流であったこと
- ・当時のドイツはアドルフ・ヒトラー(Adolf Hitler)の政権下で、日の出の勢いであっ

62 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』21、37、48頁

63 同上、235、240-242、250頁

たこと

- ・日本が国際社会で孤立する中、ドイツのほかに強力な提携国を見出せない状況にあったこと
- ・大島がヒトラーやヨアヒム・フォン・リーベントロップ (Joachim von Ribbentrop) 外相等のドイツ要人の信頼を博しているように思われたこと
- ・ドイツ側からハイ・レベルの情報提供を受けていたこと
- ・大島から送られる情報が陸軍中央にとって都合の良いものであったこと
- ・着任時は大佐であったが、1935年3月に少将に進級、38年3月には中将にというように階級が高かったこと

このような大島に比して、他の在外大・公使館付陸軍武官、例えば、辰巳栄一（在英）や小野寺信（在ラトビア、在スウェーデン）らが、いかに公正で確度の高い情報を送ろうとも、中央には見向きもされなかったどころか、かえって反発を買ったという⁶⁴。

一方、海軍に目を転じてみた場合、海軍であれば在英・在米大使館付武官が影響力を発揮していても良さそうであるが、特段、そのような形跡はない。

3 「武官室」の様相

(1) 武官事務所の形態

在外大・公使館付武官は大・公使館の所在地に駐在する。この原則は1909年1月に在米大使館付海軍武官に任命された平賀徳太郎（当時、中佐）に対して海相・斉藤実が与えた訓令「米国駐箚中ノ件」（同年1月25日付）において明示されている⁶⁵。同訓令以前に、あるいは陸軍で、同様の沙汰があったかどうかについては、管見の限り、不明であるが、それまでも、また、それ以降も、基本的に在外大・公使館付武官は大・公使館の所在地、通常は駐在先の国の首都に駐在している。

もっとも、例外がなかったわけではない。例えば、第一次世界大戦後に在スイス公使館付陸軍武官を務めた梅津美治郎（当時、少佐）は、「公使館から離れた町の独立家屋を住居とし、その一部を武官の公室とし」ていた⁶⁶。また、同じく在スイス公使館付陸軍武官を第二次世界大戦末期に務めた岡本清福（当時、中将）は、武官事務所は公使館と

64 内山「軍人外交官」5頁注(4)。

65 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1416頁。

66 矢野機「スイス駐在の梅津武官の片鱗」上法快男『最後の参謀総長 梅津美治郎』芙蓉書房、1976年、132頁。

同じく首都のベルンに置きながらも、自身はスイスにおける情報の中心地であるチューリッヒに居を構えていた⁶⁷。そのほか、在清公使館付陸・海軍武官の何人かは、首都で公使館所在地の北京ではなく、天津に駐在している。

ちなみに、在外大・公使館付武官に任命されたにもかかわらず、任地へ赴けなかった代表的な例として、ロシア革命時の在ロシア大使館付陸・海軍武官(陸軍の小畑敏四郎〔当時、少佐〕、海軍の米内光政〔当時、大佐〕等)のケースがある。革命勃発後、モスクワに駐在していた外交官が国外へ難を逃れた際、武官も行動をとらした⁶⁸。ロシアの後継国家として成立したソ連が日本との間で大使館付陸・海軍武官の相互派遣に同意するのは、日ソ基本条約成立後の1925年4月であった⁶⁹。その間、米内ら数代の陸・海軍武官は、ドイツやポーランドでソ連への入国の機会が訪れるのを待っていた。

在外大・公使館付武官が執務を行う場所は、大・公使館内である場合と、大・公使館とは別に物件(一軒家、アパートマン、ホテルの部屋等)を借りて(一部、日本の所有物件)、独立した事務所を設ける場合があった。戦前の日本の駐在武官の場合は、後者が多かった。また、陸・海軍が同じ国にそれぞれの武官を派遣している際、陸・海軍の武官は別々に事務所を構えるのが常と言っても良いほどであった。その理由としては、外務省・陸軍・海軍の間の相互不干渉主義、相互忌避、秘密主義を挙げることができよう。

それと同時に、大・公使館の建物自体が、それほど大きくなかったことも理由となり得た。1925年に、先述のように、ソ連へ大使館付陸・海軍武官を派遣できるようになった際、佐藤尚武臨時代理大使は、同大使館が仮事務所であったこともあり、武官が大使館に事務所を置くことは「甚タシク手狭ノ関係上不可能」としている⁷⁰。また、1937年8月から39年5月まで在フランス大使館付陸軍武官を務めた土橋勇逸(当時、大佐)は、持論として、大・公使館と陸・海軍武官事務所は同一の場所に位置すべきであると考えていた(土橋には陸軍省軍務局軍事課員であった1927年頃、在米大使館が新築されると聞き、外務省に陸・海軍の武官事務所も新大使館に準備するよう申し込んだが、拒否された経験がある。)が、「在パリの大使館は狭くて陸海軍の武官を収容する余地などは全

67 「第二次大戦と在外武官(6)」『偕行』1979年3月、12頁。

68 「莫斯科駐在武官便宜供与方ノ件」(1918年2月26日付)(陸軍省「大正8年6月欧受大日記」防衛研究所戦史研究センター蔵)。

69 出淵外務次官發津野陸軍次官宛「駐露帝國大使館付武官派遣ニ関スル件」(1925年4月14日付)(陸軍省「大正14年密大日記」第4冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

70 佐藤臨時代理大使發幣原外相宛(1925年4月16日付)(陸軍省「大正14年密大日記」第4冊)。初代の在ソ陸軍武官・三毛一夫(当時、大佐)と海軍武官・池中健一(当時、中佐)は大使館とは別に物件を探して、「同居」していた(有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』294頁)。

くない」と回顧している⁷¹。

在外大・公使館付武官が大・公使館から独立した事務所を開く場合、住居も同じ物件とするのがふつうである。一軒家であれば、同一家屋を事務所兼住居とし、アパートマン等であれば、一室では広さが十分でない場合は、事務所の隣室も合わせて借りて住居とするといった具合である。また、一度、陸・海軍武官事務所とされた物件は、後任者によって代々引き継がれて使用される傾向にある。

在外大・公使館付武官が、それまで大・公使館とは別に事務所を構えておきながら、「同居」することになった例としては、日米開戦直前の在米大使館付陸・海軍武官のケースがある。先に在外大・公使館付武官は外交特権を有すると述べたが、当時、大・公使館の外に所在する武官事務所に不可侵の特権が認められるかどうかは明確でなかった。厳密に考えれば、それは大使官邸のみに認められることと判断された結果、磯田陸軍武官と横山海軍武官はそれぞれの事務所を閉鎖して、大使館へ移ることを決意、大使館もそれを受け入れた⁷²。

先にスイスに駐在した陸軍武官が公使館とは別の場所に居を構えていた例を挙げたが、それとは反対に、第二次世界大戦勃発直後、スイスに公使館付陸軍武官事務所を再開する旨の命令を受けた赤松貞雄（当時、中佐）⁷³は、公使館の2階に事務所用の部屋を借用した。赤松は「同居」の理由を、「従来外地にある陸、海、外務の三部が一緒の行動をとれず、外国の笑いを買っている実情を痛感していたからである。殊に臨戦下、一瞬の時間を争うこともあり、こんな場合に離れ離れになって執務するのは、日本にとって大きな損失であった」と述べている。もっとも、赤松がベルンに到着した当初は、まだ同公使館に外務省からの通知が届いていないとして断られたのであるが、やがて通知が届くと、認められたという。また、赤松が公使の天羽英二と知り合いであったため、室料を安くしてもらったともいう。その後、海軍もスイスに技術将校を駐在させることになり、その事務所を公使館内の赤松の隣室に定めた⁷⁴。

なお、在外大・公使館付武官は会計上も大・公使館から独立した存在で、その俸給と経費は陸・海軍の予算で賄われた。補佐官等も同様である。在外大・公使館付武官は本俸のほかに、在勤俸（加俸）を受け取った。また、必要経費として、時代によって変化

71 土橋勇逸『軍服生活四十年の想出』勁草出版サービスセンター、1985年、321-322頁。

72 横山『海へ帰る』121-122頁。

73 赤松は現地限りの武官補佐官であった。武官に任命されたのは、ドイツに駐在していた山本敏（当時、大佐）で、山本も現地限りであった（「在欧武官ヲ現地限りノ公使館付武官並同補佐官ト為スノ件」〔1939年9月5日付〕〔陸軍省「昭和14年密大日記」第6冊、防衛研究所戦史研究センター蔵〕）。

74 赤松貞雄『東條秘書官機密日誌』文藝春秋、1985年、283-284頁。

はあるが、事務室借上料(家賃)、通信運搬費、武官用の自動車があればその維持費(かつては馬飼料)等が支給されたほか、図書・雑誌等の購入費、出張旅費等を中央に申請し、認められれば支給された。さらに、接待、情報収集等に必要な費用として、機密費(予備金)が交付された。

(2)「武官室」の陣容

在外大・公使館付武官は駐在先の一国に対して、陸・海軍武官各1人(計2人)、ないしは、陸・海軍武官いずれか1人である。その陣容は、駐在先の国の重要度により、武官の下に複数の随員が配される場合と、武官のみという場合がある。

前者の場合、武官の下に外交特権を有する補佐官がいることが多い⁷⁵。非公式ながら、その嚆矢は初代在清公使館付陸軍武官・福原和勝に首席随員として随行した古川宣譽(当時、中尉)である⁷⁶。補佐官という呼称は、おそらく欧米諸国の例に倣って、はじめは慣例的に、本来の任務である軍事研究、語学修習等と兼ねる形で、武官の事務を補助する任務を負った駐在員を補佐官と呼ぶようになったものと思われる。また、当初は正式の定員上のポストでもなかった。補佐官が正式の定員上のポストとなるのは、陸軍では1908年12月18日の参謀本部条例改定時である⁷⁷。海軍に関しては、管見の限り、決定的な史料を見出すに至っていないが、可能性としては、1916年8月1日の「大公使館付海軍武官及同輔佐官服務内規」制定時、1919年の補佐官の在勤加俸設定時⁷⁸、あるいは、遅くとも1922年12月1日の海軍軍令部事務分課及配属の改定時までには、そのようになっていたと推測される⁷⁹。

最初に正式の定員上の補佐官ポストが設けられた駐在先の国は、陸軍では、英国、ドイツ、オーストリア、ロシア、フランスである。海軍に関しては、推測の域を出ないが、1916年8月1日の「大公使館付海軍武官及同輔佐官服務内規」制定時であれば、英国とロシア、1919年の補佐官の在勤加俸設定時であれば、英国、1922年12月1日の海軍軍令部事務分課及配属の改定時であれば、英国、米国、ドイツ、中国ということになる。その後、陸軍は米国と中国(1920年。オーストリアは終了。)、そして、ポーランド(1933

75 先に述べたように、補佐官の「補」には公式には「輔」が用いられていたが、本稿では引用部分を除き、「補」で統一する。

76 東亜同文会編『対支回顧録』下、180頁。

77 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』48頁。

78 海軍歴史保存会『日本海軍史 第6巻 部門小史(下)』第一法規出版、1995年、58頁。

79 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』244頁。

年)に、海軍はソ連(1931年)に正式の定員上の補佐官ポストを設けている⁸⁰。

在外大・公使館付陸・海軍武官補佐官は武官同様、陸・海軍それぞれの軍令系統の長である参謀総長・軍令部総長(1933年に海軍軍令部長から改称)の隷下に属し、大・公使の監督を受ける。それと同時に補佐官は、武官の監督・命令・指揮等を受ける⁸¹。補佐官の任務は、一言で言えば、先述のように、武官の事務の補助であり、情報収集、駐在先の国の軍部との交渉・調整、その他の事務の実施である。武官不在の際には代理を務める⁸²。特筆すべきは、暗号を組んだり、翻訳したりするのが補佐官の役割であった⁸³。また、駐在先によってであろうが、例えば、1927年7月から33年1月まで在フランス大使館付武官補佐官を務めた諫山春樹(当時、大尉)は、補佐官の仕事の大部分は、日本からの出張者等の接遇であったと回顧している⁸⁴。さらに、1938年12月から41年6月まで在英大使館付陸軍武官補佐官を務めた仲野好雄(当時、少佐)は、武官の菅波一郎(当時、中佐)が単身赴任であったため、夫人の代わりに社交等の場に随行したという⁸⁵。

当初、補佐官の人数は武官同様、駐在先の一国に対して陸・海軍とも各1人であった。その後、駐在先の国の重要度により、2~3人に増員される。補佐官の増員は海軍の方が早く、第一次世界大戦末期には在英大使館付海軍武官補佐官を1~2人体制とし、1920年代初頭からは在米大使館付海軍武官補佐官を2~3人体制としている。在米補佐官のうちの1人は航空駐在官の兼務である。この航空駐在官を補佐官兼務とする要領は、1935年に在ドイツ補佐官についても、定員外の名義上、現地限りの措置として講じられた。それによって在ドイツ大使館付海軍武官補佐官は2~3人体制となる。さらにその後、第

80 同上、50、53、247頁。

81 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1421-1423頁。

82 在外大・公使館付陸・海軍武官がある程度の長期間、任地を留守にした例として、在英大使館付陸軍武官が国際連盟陸軍代表や軍縮会議全権の随員としてジュネーブ等へ赴いたケースを挙げられる(今村均『続・一軍人六十年の哀歎』芙蓉書房、1971年、42頁、辰巳栄一「將軍は語る(その1)」『偕行』1982年12月、7頁)。また、中国で蒋介石が南京に政府を樹立した際、北京に駐在していた公使館付陸・海軍武官は上海に移駐した。その際、補佐官は北京(北平)にとどまり、武官並みの働きをした(「第二次大戦と在外武官(2)」『偕行』1978年11月、18頁;鈴木貞一「將軍は語る」『偕行』1982年2月、25頁)。

83 今村『続・一軍人六十年の哀歎』39、46頁;「第二次大戦と在外武官(2)」13頁。補佐官がいない場合は、当然ながら武官自らが行く(例えば、井上成美伝記刊行会『井上成美』私家版、1982年、109頁)。但し、特に陸軍では、武官が夫人を同伴している場合は、夫人が協力するならわしであったようである(例えば、小野寺百合子『バルト海のほとりにて-武官の妻の大東亜戦争』[朝日文庫]朝日新聞社、1992年〔初版:共同通信社、1985年〕41、55-56、136頁)。

84 諫山春樹「將軍は語る(その1)」『偕行』1982年7月、31頁。

85 仲野好雄「先輩は語る②」『偕行』1988年11月、9頁。

二次世界大戦期には、在米・在英・在中補佐官の定員を各1人増員している⁸⁶。

陸軍も1921年から在米大使館付陸軍武官補佐官を2人体制とし、1937年には在ソ大使館付陸軍武官補佐官も2人体制とした⁸⁷。また、同じ1937年には、在ドイツ・在フランス・在英・在米航空駐在官(航空本部が派遣する外国駐在官)をして、定員外の名義上、現地限りの措置として、大使館付陸軍武官補佐官を兼務させている⁸⁸。これは先行して実施した海軍の要領を引き合いにした大島在ドイツ大使館付陸軍武官の意見具申が受け入れられたことに端を発する⁸⁹。また、この措置は技術駐在官(技術本部が派遣する外国駐在官)にも及んだ。さらに、在ドイツ補佐官については、1937年6月に駐在員の山県有光(当時、大尉)に「当分ノ間同国在勤大使館付武官ノ業務ヲ輔佐」させるための措置が講じられ⁹⁰、それは、遅くとも1943年10月までには正式の定員上の補佐官ポストとなっている⁹¹。

このように補佐官が増員されたのは、先に述べたように、補佐官が外交特権を有する上に、駐在先の国から、例えば、ハイ・レベルの公的行事や軍の大規模な演習、観兵式等に招待されたり、官公庁や軍の施設への出入りに際して特別の許可を必要としなかったりといった特別な待遇を受けるからであるが、特に日本には空軍が存在しなかったため、交渉・調整のための空軍省への出入りや空軍の演習への招待といった点で、陸・海軍とも航空駐在官を補佐官とする意味は大いにあった⁹²。

また、一人の武官が複数の国の大・公使館付武官を兼務している際、本拠地としていない国に補佐官(現地限り)を置き、手薄になる部分をカバーすることがあった。例えば、小野寺信はバルト三国の公使館付陸軍武官を兼務していたが、この場合は、島貫武治(当時、大尉)がエストニア駐在を命じられ、同国の軍部との連絡等に当たった(1938年2~9月)⁹³。また、1937年3月から出張の形でオランダに駐在し、翌1938年6月に在オランダ公使館付海軍武官となり、ドイツが西方攻勢を開始する直前の1940年5月3

86 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』252、271、275頁。

87 同上、50、56頁。

88 「航空関係ノ外国駐在官ヲシテ大(公)使館付武官補佐官ヲ兼務セシムル件」(1937年3月20日付)(陸軍省「昭和12年密大日記」第1冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。その後、イタリアでも同様の措置が講じられる。

89 大島在ドイツ大使館付陸軍武官発参謀総長載仁親王宛「航空専任ノ補佐官増加ニ関スル件意見具申」(1936年3月27日付)(陸軍省「昭和11年密大日記」第6冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

90 今井参謀次長発梅津陸軍次官宛「駐在員ヲ武官ノ補佐業務ニ服セシムル件照会」(1937年6月1日)(陸軍省「昭和12年密大日記」第4冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

91 有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』61頁。

92 大島在ドイツ大使館付陸軍武官発参謀総長載仁親王宛「航空専任ノ補佐官増加ニ関スル件意見具申」。

93 「在外駐在武官ヲ現地限りノ補佐官トナスノ件」(1938年2月16日付)(陸軍省「昭和13年密大日記」第4冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

日まで務めた渡名喜守定（在任中、少佐から中佐に進級）の赴任には、オランダを兼務していた在ドイツ大使館付海軍武官・小島秀雄（当時、中佐）がオランダに駐在する補佐官を要求したという背景もあった⁹⁴。

先述のように、後年、在外大・公使館付武官補佐官兼務となる技術駐在官、航空駐在官等の技術系の駐在官は、陸軍では造兵監督官、海軍では造兵監督官、造船監督官（艦政本部が派遣する外国駐在官）等とも呼ばれ、元来、それぞれの派遣元の本部長に直属する立場で、在外大・公使館付武官とは別に独自の事務所を設けて駐在し、新兵器等の新たな装備開発に関する技術情報の収集・報告や、武器等を購入する際の品質検査等を任務としていた⁹⁵。在外大・公使館付武官とこれら技術系の駐在官との関係は、海軍は1919年から、陸軍は1925年から、武官が区処することになる。（その後、陸軍武官は高級駐在官、海軍武官は首席監督官という呼称を合わせ持つことになる。）また、陸軍では技術系の駐在官事務所は武官事務所と合同で設置することが原則として明示された。例外は在米駐在官で、陸・海軍ともニューヨークに事務所を置いた。また、海軍では在米首席監督官に、武官とは別の特任者が任命されている⁹⁶。

補佐官がない場合、補佐官制度が確立する前から行われていたように、駐在員が武官の事務を補助する場合がある。駐在員は軍事研究や語学修習を任務としているが、武官が多忙な際は、向後のためもあり、本来の任務の傍ら補佐官の役割を担うことになる。また、補佐官がいる場合も、補佐官が多忙で業務を消化しきれない場合は、駐在員が補佐官を補助することになる⁹⁷。こうしたことは、通常、武官が駐在員に命じれば可能であるが、場合によっては、中央から命令が下ることもある。但し、駐在員には外交特権が認められておらず、駐在先の国から武官や補佐官のような特別の待遇を受けることもないのがふつうである。したがって、重要な任務を果たすことは困難であり、出張者等の接遇を任されることが多かったようである⁹⁸。

これらのほか、米国、ソ連、ドイツ等一部の国においては、電信官や通信員を武官の

94 戸高一成編『証言記録』海軍反省会3』PHP研究所、2012年、274頁。

95 陸・海軍武官が造兵監督官等を兼ねていたことも往々にしてある。例えば、1909年5月から11年9月まで在英大使館付海軍武官を務めた加藤寛治（在任中、中佐から大佐に進級）は任命時に造兵監督官兼務として発令され、さらに、1909年6月8日（この時、加藤はまだ出発前であった。）に、造兵監督官として在職中、造船造兵監督長の職務を執行するよう命じられている（加藤寛治大将伝記編纂会『加藤寛治大将伝』加藤寛治大将伝記編纂会、1941年、543頁）。

96 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下、1422頁；有賀『日本陸海軍の情報機構とその活動』133-137、302-306頁。

97 「第二次大戦と在外武官（1）」『偕行』1978年10月、7頁。

98 土橋勇逸は在フランス駐在員時代、およそ2日に1度のペースで出張者をベルサイユ宮殿に案内していた時期があったという（土橋『軍服生活四十年の想出』119頁）。

下に配して、電報作業、通信傍受等にあたらせていた。また、書記、秘書、事務助手等の肩書で武官を補助する人員を臨時の措置として配することがあった。さらに、現地在住の日本人の民間人を嘱託、雇員等として雇用することもあった。嘱託の嚆矢も福原配下の岡本監輔という平民である⁹⁹。この嘱託という制度が最も活用されたのは、おそらく第二次世界大戦期であろう。開戦によって外国に駐在していた多数の商社員や銀行員が帰国できなくなったため、同盟国や中立国に駐在する武官はそうした商社員や銀行員を嘱託として貰い受け、情報収集や事務処理にあたらせた。彼らの給料は会社持ちであった¹⁰⁰。

在外大・公使館付武官のほとんどは、必要に応じて、秘書、事務員、タイピスト、自動車運転手(かつては馭者)、料理人、家政婦、女中、給仕、ボーイ、小間使い等として現地人(一部、在留邦人)を雇用していた¹⁰¹。現地人被雇用者には武官官邸に住み込みで働く者もいれば、通いで働く者もいた。こうした現地人被雇用者は後任の武官によって代々引き継がれる傾向が見られる。

在外大・公使館付武官が夫人を同伴して駐在する場合、夫人は武官の強力な補助者であった。駐在先の国の高官や軍関係者、武官団等との交際の際において、夫人の存在は重要であった¹⁰²。また、補佐官以下、武官の配下の者は基本的に単身赴任であったため、武官によっては、家庭を開放して部下を迎え、夫人は手料理で彼らをもてなす等、公私にわたって面倒をみる場合もあった¹⁰³。他方、武官が部下を持たない場合、夫人は補佐官の代わりを務める存在で、特に陸軍では、暗号電報作業や暗号表の管理は夫人が協力するならわしであったという¹⁰⁴。

在外大・公使館付武官が夫人を同伴して駐在する場合、在勤俸に「妻加算」がなされる仕組みであった。陸・海軍とも、1922年の「在外国大使館付及公使館付武官俸給令」

99 東亜同文会編『対支回顧録』下、181、183頁。

100 例えば、小野寺『バルト海のほとりにて』163-154頁。陸軍の場合、嘱託は参謀本部判任官待遇であった(小野寺信「將軍は語る(下)」『偕行』1986年4月、25頁)。

101 福原が召使である野村和介等を日本から同道したように(東亜同文会編『対支回顧録』下、181頁)、慣れ親しんだ日本人を同行する場合もある。例えば、1932年5月から2年間、在米大使館付陸軍武官を務めた田中静彦(当時、大佐)は女中を同行した(塚本清『あゝ皇軍最後の日-陸軍大将田中静彦傳』日本出版協同、1953年、141頁)。在ドイツ大使館付海軍武官を2回、務めた小島秀雄も1936年2月の赴任時に女中を同行した。小島によれば、そのメリットは大きく、ドイツ人の友人が訪れた際、日本人だけであると密告の心配がないので、本当のことを話してくれたという(長谷川清伝刊行会編『長谷川清伝』長谷川清伝刊行会、1972年、220頁)。

102 塚本『あゝ皇軍最後の日』142頁；土居明夫伝刊行会『一軍人の憂国の生涯-陸軍中將土居明夫伝』原書房、1980年、103頁。

103 例えば、澄田暎四郎『私のあしあと』私家版、1980年、85-86頁。

104 小野寺『バルト海のほとりにて』41、55-56、136頁

の改正で、この「妻加算」が制度化されている。それにより、アジア諸国では在勤俸の10分の3、その他の諸国では10分の4が増給されるようになった¹⁰⁵。

4 駐在武官の人事

(1) 要員（候補者）

桂太郎は自薦であったが、福原和勝、黒岡帯刀等、草創期の在外公使館付陸・海軍武官は、概して、過去に留学、出張等で外国での生活を経験していたり、駐在先の国で使用されている言語に通じていたり、あるいは、その両方を兼ね備えていたりした者である。陸・海軍とも教育体系が整備されるまでは、単に、過去の経験とその時点での能力に鑑みて適当と思われる人物を佐・尉官の中から選び、任命・派遣していたようである。

1883年、陸軍は参謀の養成を目的とする陸軍大学校を設置した。同校卒業時の成績優秀者（後年は、各期上位約10人）には欧米諸国に駐在する機会を与えることが慣例となった。また、基本的に成績優秀者以外から中国に駐在する者（複数）が選ばれた¹⁰⁶。そして、特に陸大卒業時の成績優秀者で外国駐在を経験した者が、在外大・公使館付陸軍武官要員と考えられるようになる。陸大卒業生として初めて在外大・公使館付陸軍武官に任命されたのは、1893年7月に在ドイツ武官に任命された落合豊三郎（陸大2期。当時、少佐）である。以後、在外大・公使館付陸軍武官のほぼ全員が陸大卒業生であり、例外は数えるほどしかない。陸軍の場合、陸大を卒業していることが在外大・公使館付武官の必須に近い条件になっていたと言えよう。

海軍でも、在外大・公使館付武官の多くが1888年に設置された海軍大学校の卒業生であったことは事実である。しかし、海軍の場合は陸軍と異なり、在外大・公使館付武官の人選上、海大を卒業していることは必須の条件ではなかった。むしろ、その他の人事同様、海軍兵学校卒業時の成績が重視された。つまり、海軍で在外大・公使館付武官要員と考えられたのは、基本的に、海兵卒業時の成績優秀者で、外国に駐在する機会を得ていた者ということになる。海兵卒業生として初めて在外大・公使館付海軍武官に任命されたのは、先にも言及した斉藤実（海兵6期。当時、中尉）で、1884年9月に在米武官に任命されている。

105 「在外国大使館付及公使館付陸軍武官俸給中改正ノ件」（1922年4月5日付）；「大（公）使館付陸軍武官ニ妻加俸支給ノ件」（1922年5月4日付）（陸軍省「大正11年大日記甲輯」第3類、防衛研究所戦史研究センター蔵）；海軍歴史保存会『日本海軍史 第6巻 部門小史（下）』58頁。

106 土橋『軍服生活四十年の想出』255-256頁。

明治末期から陸・海軍とも、語学力に秀でた者を選んで東京外国語学校に依託学生として派遣して、外国語を研究させる制度を実施していた¹⁰⁷。また、本制度で優秀な成績を修めた者にも外国に駐在する機会が与えられた。そうした中からも、後年、在外大・公使館付武官に任命される者が輩出されている。その意味では、この制度は、陸大卒業時や海兵卒業時には成績優秀者になれなかったが、外国語に長けている者にとって、ある種、救済の道であった。後に在外大・公使館付武官となった者で、東京外国語学校依託学生であった者が同校で専攻した外国語は、陸軍ではロシア語、フランス語、英語、イタリア語、海軍ではロシア語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、英語、イタリア語、中国語であった。陸・海軍ともロシア語を専攻した者が多かった点と、海軍ではスペイン語を専攻した者が散見される点が特徴である。

本人の実力もさることながら、華族であること、すなわち、爵位を有していることが、外国人との交際上、物を言うと考えられていたことによる人事ではないかと思わせる節もある。陸軍では、侯爵の前田利為、伯爵の寺内正毅、久松定謨、海軍では、公爵の一条実輝、一条実孝、島津忠重が、英国（島津、前田）やフランス（一条親子、寺内、久松）で大・公使館付武官を務めている。

（2）登用過程

在外大・公使館付武官に至る道は、陸大・海兵で優秀な成績を修め、ある外国で駐在員として過ごし、その同じ国で大・公使館付武官補佐官を務め、また同じ国で大・公使館付武官となるのが王道であったと考えられる。しかし、意外にも、この王道を歩んだ者は少ない。ロシア（ソ連）の極東地域や清・中国に置かれていた情報機関等に在籍していたケースを含めても、陸・海軍それぞれ15人前後である。王道を歩んだ者が少ない理由は、一つには補佐官のポストが武官の数に比べて少なかったことである。また、武官要員で欧米列強と中国以外の国に駐在員として派遣される者が少なかったことも理由となろう。したがって、補佐官を経ずに武官になる者や、駐在員として滞在した国と武官として赴く国が異なる者の方が、自ずと多くなるのである。

在外大・公使館付武官に任命されるまでの国内における補職は、中央においては、とりわけ、参謀本部・軍令部の情報部門に籍を置く者が多く、それ以外では、陸軍の場合は陸軍省臨時軍事調査委員会（後に軍事調査部、次いで調査部に改称）や、その管轄下の新聞班に籍を置く者、海軍では海軍省副官を務める者、また、陸・海軍とも陸大、海

107 秦編『日本陸海軍総合事典』585頁。

大等の教官職に就く者が散見される。

「ロシア（ソ連）通」や「支那通」と称されたロシア（ソ連）や中国の専門家には、参謀本部・軍令部のそれぞれを専門とする部署と、陸・海軍が現地に置いた情報機関等を行き来する例が多く見られる。一方、ロシア（ソ連）の極東地域や中国に比べて遥かに遠方である欧米諸国を専門とする者の中には、出張等で現地へ赴く機会に恵まれる者はいたが、そうした機会は多かつたとは言えない。

全般的に、在外大・公使館付武官には、いわゆる軍政畑や情報畑を歩んでいる者が任命される傾向にあったと言えよう。

（3）駐在先

在外大・公使館付武官としての駐在先が決められる上で、最も重要となる要素は、それまでに修習した外国語である。陸軍の場合、幼年学校出身者はドイツ語、フランス語、ロシア語のいずれかを、中学校出身者は英語を修習しており、また、陸大ではロシア語か中国語を選択するようになっていた。一見、主要な言語をカバーしているように見受けられるが、これらの言語間での修習者数の差は大きく、最も修習者が多かつたのはドイツ語であり、反対に、英語とロシア語を修習している者は少なかった。陸大卒業時の成績優秀者においても同様の傾向が見られた。一方、幼年学校を設置していなかった海軍では、草創期を除いて、在外大・公使館付武官要員の全員が中学校出身者で、英語は修習しているものの、他の言語を修習している者が少なかった。先に東京外国語学校依託学生に言及したが、陸軍の学生より海軍の学生の方が専攻の対象とした外国語の数が多なのは、そうした事情があつたことも理由の一つであると考えられる。

さらに、先述の諫山が「日本の語学教育、殊に陸軍における語学教育なんていうのはなんら価値がなかつた¹⁰⁸」と述べているように、中学校や陸・海軍の学校における外国語教育には限界があつた。したがって、外国語運用能力を高めることが、陸・海軍が成績優秀者を外国に派遣する重要な目的の一つであつた。そのため、彼らは駐在当初の一定期間、できるだけ日本人のいない地方都市に下宿先を探し、現地の人々の間で生活しながら学校に通つたり、家庭教師を雇つたりして、外国語の修習に努めたのである。

話を元に戻すと、先に述べたように、在外大・公使館付武官としての駐在先は、それまでに修習した外国語によって決まるのが基本である。それまでに修習した外国語がドイツ語であれば、ドイツ、オーストリア、スイス、フランス語であれば、フランス、ス

108 諫山「将軍は語る（その1）」28頁。

イス、英語であれば、英国、米国、カナダ、ロシア語であれば、ロシア（ソ連）、中国語であれば中国（清）、イタリア語であれば、イタリア、スペイン語であれば、スペイン、メキシコ、アルゼンチン、チリ、フィリピンに派遣されるといった具合である。

ところが、問題はこれらの言語を公用語としていない国にも武官は派遣されるということである。また、イタリア語やスペイン語を修習した者は人数が少なく、必要を満たさないという問題もあった。そうした場合、地理的な近さという基準で決められたようである¹⁰⁹。例えば、北欧・東欧諸国にロシア語修習者やドイツ語修習者を、南欧諸国にフランス語修習者を、中近東諸国にロシア語修習者を、中南米諸国に英語修習者を派遣するといった具合である。さらに、言語間の類似性が考慮されていたことも推測される。例えば、トルコとルーマニアの陸軍武官の半数近くはフランス語修習者である。

そのほかに、時々の政治情勢も考慮されていたようである。例えば、英国とフランスの植民地に挟まれているタイの陸軍武官には英語かフランス語の修習者、スウェーデンの陸軍武官には 1924 年 10 月まではドイツ語修習者、それ以降はロシア語修習者、反対にフィンランドの海軍武官には 1941 年 7 月まではロシア語修習者、それ以降はドイツ語修習者が派遣されている¹¹⁰。

こうした苦肉の策の結果、現地で使用される言語をほとんど知らない状態で赴任することになった武官は数知れない。外国語にとりわけ長けた者でも、かなり苦勞している。例えば、1925 年 5 月から 28 年 2 月まで在ポーランド公使館付陸軍武官を務めた樋口季一郎は、着任してからポーランド語を速習した上に、フランス語の修習も必要とした。レセプション等の招待状の 90 パーセントがフランス語で書かれていたためである¹¹¹。また、1927 年 11 月から約 2 年間、在イタリア大使館付海軍武官を務めた井上成美は、現地雇用のイタリア人タイピストがフランス語に通じていたことを幸いに、受領したイタリア語の文書はタイピストにフランス語に翻訳させて内容を理解し、反対にイタリア語で文書を作成しなければならない際には、井上はフランス語で文面を作成して、それをタイピストがイタリア語に翻訳するという方法で乗り切った¹¹²。

現地語ができない上に、初代武官として未経験の土地に派遣された者の苦勞は計り知れない。ただでさえ初代武官には、事務所や宿舎とする物件探し、ほとんど一からの人脈形成、存在感の誇示等、初代ならではの重要任務がある。1907 年 2 月に初代在トルコ

109 「第二次大戦と在外武官 (1)」8 頁。

110 もっとも、フィンランド人は、ドイツ語は使うが、ロシア語は知っていても使わなかったという（加藤義秀「將軍は語る (1)」『偕行』1985 年 7 月、39 頁）。

111 樋口季一郎『アツ、キスカ・軍司令官の回想録』芙蓉書房、1971 年、183-184 頁。

112 井上成美伝記刊行会『井上成美』106 頁。

公使館付陸軍武官（出張形式）に任命された森岡守成（当時、中佐）は、トルコ語に関しては、「概ね実地に稽古」、トルコ軍の将校を師として勉強した結果、新聞の拾い読みや、字を書ける程度になり、着任約1年後にトルコ国内と周辺地域を旅行して、やや自信を持つようになったという。森岡にとっての唯一の救いは、現地に店舗を経営していた日本人がいたことで、「この店主を介して、辛ふじて土国の事情を総合し報告」できた。「時として終日公園のベンチに腰をおろし、黙々として空しく時を過せり」といった状態であったという森岡は、後年、自らの経験から、ドイツ語が少々できる程度の自分をトルコに赴任させたのは「蓋し無謀」、「在外勤務の第一要件は語学にして、少なくとも其駐在国の言語に通ぜざるべからず」と述べている¹¹³。

言語と並んで重視されたのは、専門性である。北欧・東欧諸国だけでなく、中近東諸国にも「ロシア（ソ連）通」と称される専門家が数多く派遣されているのは、その証左である¹¹⁴。

なお、先に、駐在員として滞在した国と武官として赴く国が異なる者の方が、自ずと多くなると述べたが、駐在員が比較的に数多く派遣されたドイツ、フランス、ロシア（ソ連）、英国、米国、中国の大・公使館付武官については、駐在員として滞在した国と武官を務めることになった国が同じであるという者が多い。

（4）再任

在外大・公使館付陸・海軍武官は、基本的に2～3年で次から次へと交代した。この件について、先述の小野寺は次のように述べている。

私どもが外地に行って言葉が慣れ、人に慣れて、いよいよ仕事を始めようというときに交代になる。これでは、成果が上がるわけではない。

情報機能というのは長年一つの仕事に従事しませんと、十分な成果が上がらない。ここに日本の情報勤務の大きな欠陥があったと思います。三年とか二年で、どんどん替えるが、替えたのでは、それだけで業績が無駄になるんです¹¹⁵。

そうした中で極めて稀ではあるが、間を空けて複数回、同じ国で大・公使館付武官を

113 森岡『余生随筆』97-98頁。森岡は「予の苦心は公私共に絶大」で、そのため「健康を害し、数年の老を重ねたるを覚ゆ」とも述べている。

114 「第二次大戦と在外武官（2）」26頁；加藤「將軍は語る」（1）39頁。

115 「第二次大戦と在外武官（2）」10頁。

務めた者がいる。最多記録は青木宣純で、1897 年から 1913 年までの間に 4 回、合計して約 13 年間、在清・中公使館付陸軍武官を務めている。しかも、4 回目の在任期間は 1905 年 1 月から 13 年 8 月までの 8 年 8 ヶ月もの長きに及んでいる。後述するように、陸・海軍とも清とその後継国家である中国に関しては武官の再任が群を抜いて多いのであるが、その中でも、青木は特別の存在である。

青木が 4 回、合計約 13 年間も在清・中武官を務めた背景には、北洋軍閥の総帥で中華民国初代大統領となる袁世凱の信頼を得ていたことがある。青木は最初に在清武官を務めていた際、袁の要請によって、その軍隊（「新建陸軍」）の軍事顧問となったのを機に袁との知己を得、その後の活動を通じて、袁をはじめとする同国要人の信望を集めた¹¹⁶。青木にまつわるエピソードとして、日露開戦が避けられなくなりつつあった 1903 年 11 月、参謀次長・児玉源太郎が青木の私邸を訪れ、3 回目の在清武官への就任を要請、合わせて、日露戦争に際しての重大任務（清国人との協力による組織的な敵情収集と後方攪乱工作）を授けたという話が残っている¹¹⁷。

青木に次いで同じ国で大・公使館付武官を務めた回数が多いのは、青木の盟友でもある柴五郎で、1894 年から 1908 年までの間に、初代在英公使館付陸軍武官（心得）を含めて 3 回、合計約 6 年半の間、在英大・公使館付武官を務めている。しかし、柴を有名にしたのは、むしろ在清公使館付武官時代の活躍である。柴は「支那通」であり、1900 年 3 月から 1 年間、在清公使館付武官を務めた。その在任中、北京で義和団の乱（北清事変）が発生、柴は居留民の保護にあたりと同時に、公使館区域に籠城する寄せ集め状態の各国部隊を先頭に立って指揮して難局を凌いだ。この柴の働きは英国をはじめ世界各国で称賛された¹¹⁸。

同じ国で大・公使館付武官を 2 回、務めた者は、陸・海軍それぞれ 11 人、合計 22 人いる。その中で、他を大きく引き離して最も多いのは在清・中武官で、陸・海軍合わせて 7 人にのぼる。先述の青木を加えれば、在清・中武官の再任経験者は 8 人である。それだけ、清・中国に関しては要員が少なかったということであろうか。あるいは、その役割が極めて困難と考えられており、経験があり、かつ、同国人に信用されている人物を送り込む必要性が高かったということなのだろうか。ちなみに、清・中国以外で同一武官の再任が複数、見られるのは、陸軍では英国（先述の柴を含む）とタイ、海軍で

116 『対支回顧録』下、319、322 頁。

117 同上、320 頁。

118 例えば、在日英公使マクドナルド発加藤外相宛（1900 年 1 月 15 日付、1 月 21 日付）（参謀本部「明治 34 年大日記 特号書類」第 1 号、防衛研究所戦史研究センター蔵）；石光真人編著『ある明治人の記録－会津人柴五郎の遺書』中央公論社、1971 年、140 頁。

はドイツ、ロシア、チリである。

武官の再任におけるメリットは、前回の経験から現地に関する知識を実体験として備えていること、そのため準備期間も短くて済むこと、そして、前回、築いた人脈を改めて生かせるといった点であろう。青木もさることながら、在英大使館付陸軍武官を2回、務めた辰巳栄一も情報源が広がった。米国の在英陸軍武官とは先に武官を務めた時からの親友であった。再任に際して、辰巳は当時の参謀次長・沢田茂から、ヨーロッパで発生した第二次世界大戦の成り行きは日本にとって重大な問題であり、情報源の必要から辰巳を英国に派遣することになったという説明を受けている¹¹⁹。

(5) 現地限り

これまでに何度か言及しているように、駐在員や駐在官、あるいは出張（長期）という形で外国に派遣されている者を、業務執行の便宜上、名義上、現地限りの在外大・公使館付武官や補佐官に任命する人事が頻繁になされている。特に「武官室」業務が繁忙な場合、武官が複数の国を兼務している場合、日本にない空軍と接触する必要が高じた場合、武官・補佐官を新設しようとする場合に、よく使われた手法である。

先に述べたように、武官と補佐官は大・公使館の館員名簿に記載され、外交特権を有する上に、駐在先の国から特別な待遇を受ける。この点が駐在員、駐在官、出張者等との大きな違いである。駐在先の国の軍部との交渉・調整や他国から派遣されている武官との交際、情報収集に関しては、駐在員、駐在官、出張者等では十分な任務遂行は難しい。そのため、彼らの肩書きを武官や補佐官にしてしまおうという発想が生まれた。まさに、名実ともにとということである。もっとも、国際慣例上、武官は各軍種1人ずつであるため、武官がまだいない場合のみ、現地限りの武官が可能ということになる。一方、補佐官については、武官のような人数制限がないため、ある程度、増やしても問題はない。また、駐在員、駐在官、出張者等の階級も補佐官相当であることが多い。ここに、現地限りの補佐官が乱造される下地がある。

名義上、現地限りの武官や補佐官は、定員外の存在である。基本的に、外務省からは、正式の定員上のポストが設けられるまでの差し当たりの措置、一時的便法ということでした承を得ている。しかし、武官や補佐官の定員上のポストを増設するには、他のポストとの兼ね合いがあり、また、予算上の措置も必要であるため、そう容易なことではない。実際、1939年に陸軍が在メキシコ公使館付武官を新設した際、見返りに、在ドイツ大使

119 「第二次大戦と在外武官 (3)」『偕行』1978年12月、19頁；「第二次大戦と在外武官 (5)」『偕行』1979年2月、7頁；辰巳栄一「将軍は語る (その2)」『偕行』1983年2月、20頁。

館付武官補佐官のポストが削られている。もちろん、在ドイツ補佐官の必要性が減ったわけではない。そのため、削られた在ドイツ大使館付武官補佐官の穴を現地限りの補佐官で埋めるといった措置が講じられている¹²⁰。ポストの新設が難しいとなると、今度は、差し当たりの措置、一時的便法であったはずの現地限りが、その更迭に際して、後任者も名義上、現地限りということで前任者同様の待遇と取り扱い(大・公使館員名簿への記載、外交官旅券の発給、接受国への通牒、相当の便宜供与等)を受けられるよう外務省に取り計らいを要請するという事態が繰り返されることになるのである。

ちなみに、管見の限りであるが、こうした名義上、現地限りの起源は、1921年5月に「駐在将校」の肩書きでブラジルに派遣された陸軍の高岡貞(当時、大尉)であったようである。高岡の赴任に際して、当時のブラジル駐在公使・堀口九万一は、高岡の前任者であった石田保道(当時、大尉)が「駐在将校」の肩書きで勤務していたため、調査を実施するにも交際上も不便で、職務執行上遺憾と感じており、高岡が「駐在将校」ではなく公使館付武官として派遣されれば、ブラジル政府に対して体裁が良く、欧米列強との釣り合い上も好都合で、公務上の調査や各国武官等との社交上も至極便利であるため、高岡に公使館付武官の名称が付与されるよう斡旋してほしいと内田康哉外相に申し出た。しかし、高岡は「駐在将校」の肩書のまま着任したため、再度、堀口は、高岡を公務上、社交上の都合から「名義丈ナリトモ公使館付武官トスルコト必要ナリ」と内田に訴え、陸軍との交渉を要請した。そこには、高岡赴任の直前に海軍が在ブラジル公使館付武官を新設したことや、高岡の着任後、堀口との関係が良好であったことも手伝っている。

外務次官を通じて堀口の申し出を伝えられた陸軍は、武官になると交際等でかなりの費用が必要になることが懸念されたため、経費を要さないこと、名義の使用を黙認するだけで良いことを高岡との間で確認するなどして検討した結果、従来は陸軍側の要望が公使館側に一蹴されるという不親切に遭ってきたのに比べて大きな違いであり、陸軍と外務省の関係を良好化させる一助とすべきであるという判断から、堀口の申し出を無下に断らずに同意することとし、予算その他の関係上、正式な武官には任命できないが、公使の申し出の通りに取り計らってくれるよう外務省に回答している¹²¹。なお、高岡は在任中に死去するが、その後任者である中山保三郎(当時、少佐)の赴任に際して、陸

120 「駐独国武官輔佐官タリシ者ヲ依然現地限りノ輔佐官トセラレ度キ件」(1939年4月2日付)(陸軍省「昭和14年密大日記」第6冊)。

121 「高岡歩兵大尉ヲ名義上公使館付武官タラシムル件」(1921年10月10日付)(陸軍省「大正10年密大日記」第6冊、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

軍は中山も高岡同様、名義上の武官とすることで外務省から了承を得ただけでなく、将来にわたって後任者が常に名義上武官を踏襲することで互いに同意している¹²²。

名義上、現地限りの措置は、接受国側の意向にそうための便法として用いられた例もある。1929年12月に出張扱いでタイ（当時はシヤム）に駐在することを命じられた常岡寛治（当時、中佐）は、タイのアロンコット殿下が現地の日本公使館を訪れた折に、すでに複数の国が公使館付武官を置いている関係上、「特ニ親善関係ニアル日本将校ヲ一駐在武官トシテ取扱フハ心苦シキヲ以テ出張ノ際ハ公使館付武官トサレタキ旨」を申し出たことに対応するため、「対外的ニハ名義上公使館付武官」とされた¹²³。

おわりに

本稿は、従来、本格的な研究がほとんどなされてこなかった駐在武官制度を、第二次世界大戦期までの日本の在外大・公使館付陸・海軍武官に焦点を絞って、包括的に検討し、おおよその像を提示することを目的とした。それを要約して述べれば、次のようになる。

日本の在外大・公使館付陸・海軍武官は軍令系統の長に従属する軍人であると同時に外交官であり、大・公使の監督を受ける立場にある大・公使館員として館員名簿に記載され、外交特権を付与された。武官事務所は大・公使館内に置かれることもあったが、別の場所に設けられることが多く、陸・海軍武官も別々に事務所を構えるのが一般的であった。会計も大・公使館から独立し、陸・海軍予算によって賄われ、武官は本俸のほか勤俸を受け取り、接待、情報収集等に必要な経費は機密費として交付された。武官が駐在した国は、第一次世界大戦以前は欧米列強や近隣諸国であったが、同大戦以降は米ソ周辺の中小国にも駐在するようになった。また、戦時には中立国の価値が増し、新たに武官が派遣されたり、機能が強化されたりしている。駐在先は主として修習した外国語や専門性に基づいて決められた。武官要員は概して陸大・海兵卒業時の成績優秀者で外国駐在を経験した者であった。

（たちかわきょういち 戦史研究センター戦史研究室長）

122 「中山大尉ヲ名義上公使館付武官タラシムル件」（1922年6月8日付）（陸軍省「大正11年密大日記」第2冊、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

123 幣原外相発在シヤム矢田部公使宛「常岡中佐公使館付武官ノ名義ニテ暹羅国へ出張ノ件」（1930年1月20日付）（外務省記録「在外公館付武官関係雑纂」第1巻、外交史料館蔵）。アロンコット殿下は、当時のシヤム国王ラーマ7世の弟で、参謀総長を務めていた。